

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月22日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西 恵正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	One ETF J P X日経中小型
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 1,000億円を上限とします。 継続申込期間 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月2日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の当初元本等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

当初元本は1口当たり平成29年5月22日(以下「当初設定日」という場合があります。)の前営業日におけるJ P X日経中小型株指数(J P X日経中小型)(以下、「対象指数」という場合があります。)の終値に相当する値を円表示した価額(円未満切り上げ)とします。

(略)

<訂正後>

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

当初元本は1口につき12,724円とします。

(略)

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

当初申込期間

1口につき当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額(円未満切り上げ)とします。

(略)

<訂正後>

当初申込期間

1口につき12,724円とします。

(略)

(6)【申込単位】

<訂正前>

1ユニット以上1ユニット単位とします。

「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。

(略)

<訂正後>

1ユニット以上1ユニット単位とします。

「ユニット」とは、J P X日経中小型株指数(J P X日経中小型)(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成29年5月22日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

平成29年5月23日 ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

<訂正後>

平成29年5月22日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成29年5月23日 ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

5【運用状況】

<訂正前>

ファンドは、平成29年5月22日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

（略）

<訂正後>

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

（略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

・お申込価額

当初申込期間

1口につき当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額（円未満切り上げ）とします。

（略）

<訂正後>

（略）

・お申込価額

当初申込期間

1口につき12,724円とします。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

ファンドの運用は、平成29年5月22日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

（略）

< 訂正後 >

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正いたします。

< 更新・訂正後 >

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成28年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
シティグループ証券株式会社	96,307	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ドイツ証券株式会社	72,728	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
B N P パリバ証券株式会社	102,025	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

モルガン・スタンレーMUF G証券 株式会社	62,149	「金融商品取引法」に定める第一種金融 商品取引業を営んでおります。
---------------------------	--------	--------------------------------------

(注) 資本金の額は平成28年3月末日現在